

議会運営委員会調査資料（意見書協議状況）

平成22年10月調査実施

協議の場	
議会運営委員会	17
所管委員会	5
代表者会議	6
なし	6
その他（意見書調整会議・検討会3、議運代表者会議2、政調会1）	6

協議の場	本会議提出	課題
公開 (20市) 議会運営委員会14市 所管委員会5市 その他1市	全会一致 (所定の賛成者の連署により提出可能を含む) (11市) 議会運営委員会8市 所管委員会2市 その他1市	<ul style="list-style-type: none"> ・意見書を発議するまでの過程に2つの方法があり、取り扱いに全員一致と多数決という齟齬が生じる可能性がある。 ・平成22年9月定例会において類似する意見書案が2つ提案された。 ・協議の過程が市民にわかりづらい ・定例会最終日に、他の事項とともに協議されるため、本会議の開会時間が遅れることがある。 ・意見書の提出を求める請願が採択されても、全会派一致でない場合には意見書が提出されないため、市民にはわかりづらいと思われる。 ・同一内容の意見書が提案される ・他市の方法等を検討していきたい。 ・議会運営委員を選出できない又は4つの常任委員会全てに所属できない少数会派の議員の賛同が得られないために、本会議で全会一致とならないケースが稀にある。
	その他 (過半数及び所定の賛成者の連署により提出可能を含む) (9市) 議会運営委員会6市 所管委員会3市	<ul style="list-style-type: none"> ・協議の過程が市民にわかりづらい ・意見書提出が乱発傾向にある ・同一内容の意見書が提案される ・最終本会議の運営を協議する議会運営委員会において取扱いを協議しているので、質疑や委員会付託を行うことになった場合、会期等に影響が出てくる場合がある。
非公開 (14市) 議会運営委員会3市 代表者会議6市 その他5市	全会一致 (所定の賛成者の連署により提出可能を含む) (10市) 議会運営委員会2市 代表者会議6市 その他2市	<ul style="list-style-type: none"> ・本会議での採決で否決がある ・意見書提出が乱発傾向にある ・同一内容の意見書が提案される ・協議の過程が市民にわかりづらい
	その他 (過半数及び所定の賛成者の連署により提出可能を含む) (4市) 議会運営委員会1市 その他3市	<ul style="list-style-type: none"> ・本会議での採決で否決がある ・意見書提出が乱発傾向にある ・同一内容の意見書が提案される ・協議の過程が市民にわかりづらい ・各会派で提出する意見書の数が多く、可決される意見書の数が多すぎる。 ・意見書提出を求める要望書・陳情書については、回覧・配布した所管の常任委員会、特別委員会の判断を確認する必要があるとの意見もある。
協議の場なし (6市)	全会一致 (所定の賛成者の連署により提出可能を含む) (1市)	<ul style="list-style-type: none"> ・協議の過程が市民にわかりづらい
	その他 (過半数及び所定の賛成者の連署により提出可能を含む) (5市)	<ul style="list-style-type: none"> ・協議の過程が市民にわかりづらい ・議案提出権という議員の権利を保障している点は優れていると考えているが、反面、定例会毎の意見書案の提出件数が平均で8件程度はあることから、議会運営面から見れば本会議の所要時間が長くなっていることが挙げられる。 ・本会議での採決で否決がある

※協議の場が複数ある市があるため、回答市の総数と一致しない

議会運営委員会調査資料（意見書協議状況）

協議の場

平成22年10月調査実施

		課題	備考
議会運営委員会	17	本会議での採決で否決がある 意見書提出が乱発傾向にある 同一内容の意見書が提案される 協議の過程が市民にわかりづらい	1 1 2 5
公開14市 非公開3市		その他 ・意見書を発議するまでの過程に2つの方法があり、取り扱いに全員一致と多数決という齟齬が生じる可能性がある。 ・平成22年9月定例会において類似する意見書案が2つ提案された。 ・各会派で提出する意見書の数が多く、可決される意見書の数が多すぎる。 ・定例会最終日に、他の事項とともに協議されるため、本会議の開会時間が遅れることがある。 ・意見書の提出を求める請願が採択されても、全会派一致でない場合には意見書が提出されないため、市民にはわかりづらいと思われる。 ・議会運営委員を選出できない又は4つの常任委員会全てに所属できない少数会派の議員の賛同が得られないために、本会議で全会一致とならないケースが稀にある。 ・最終本会議の運営を協議する議会運営委員会において取扱いを協議しているので、質疑や委員会付託を行うことになった場合、会期等に影響が出てくる場合がある。	青森市、秋田市、宇都宮市、前橋市、川越市、船橋市、柏市、横須賀市、富山市、西宮市、倉敷市、下関市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市
所管委員会 公開5市	5	意見書提出が乱発傾向にある 同一内容の意見書が提案される 協議の過程が市民にわかりづらい	1 1 2
代表者会議 非公開6市	6	協議の過程が市民にわかりづらい	5
なし	6	その他 ・意見書提出を求める要望書・陳情書については、回覧・配布した所管の常任委員会、特別委員会の判断を確認する必要があるとの意見もある。	豊田市、東大阪市、和歌山市、福山市、高松市、松山市
その他		本会議での採決で否決がある 協議の過程が市民にわかりづらい	1 2
意見書調整会議・検討会 非公開3市	3	本会議での採決で否決がある 意見書提出が乱発傾向にある 同一内容の意見書が提案される 協議の過程が市民にわかりづらい	1 1 1 1
議運代表者会議 公開1市 非公開1市	2	本会議での採決で否決がある 意見書提出が乱発傾向にある 同一内容の意見書が提案される その他 ・他市の方法等を検討していきたい。	1 1 1 旭川市、岡崎市
政調会 非公開1市	1	意見書提出が乱発傾向にある 同一内容の意見書が提案される 協議の過程が市民にわかりづらい	1 1 1
金沢市			

公開・非公開

公開	20
非公開	14
協議の場はない	6

本会議提案要件

特になし (議案提出要件を満たせば可)	16
全会一致	21
うち、全会一致でなくとも議案提出要件を満たせば提出可	6
過半数	2

※協議の場が複数ある市があるため、回答市の総数と一致しない

	協議の場	具体的な取扱い	公開・非公開	本会議提案要件	平成21年実績				課題
					本会議提案件数	可決	否決	その他 具体的に	
1 函館市	意見書調整会議 (各会派1名 (計5名)で構成)	会派提出の意見書案・決議案の文案については、意見書調整会議で協議。議会運営委員会で取り扱いについて協議。	会派間協議の場であり非公開。	特になし。	54	49	5	会派提出(意見書調整会議) 51件 (取り下げ1件) 無所属議員提出 1件 委員会提出 3件	・本会議での採決で否決がある。 ・意見書提出が乱発傾向にある。 ・同一内容の意見書が提案される。 ・協議の過程が市民にわかりづらい。
2 旭川市	議会運営委員会代表者会議(議会運営委員会正副委員長及び各会派の代表者1名により構成)	意見書案等については、提出前に、各会派から予め提案意向を確認し、全会派一致となるよう文案調整している。文案の調整は、議会運営委員会代表者会議で行うとともに、調整結果等を確認している。文案調整後、議案として提出された意見書等については、議会運営委員会でその扱いを確認している。	中継等ではなく協議状況は非公開としている。 公文書開示申請には概要記録で対応している。	全会派一致を旨としている。 全会派一致とならなかつたものは、3人以上の賛成者とともに連署して議長に提出し、議会運営委員会において本会議での取扱いを協議する。	44	43	1	議会運営委員会提出 54件	・本会議での採決で否決がある。 ・意見書提出が乱発傾向にある。 ・同一内容の意見書が提案される。
3 青森市	議会運営委員会	議会運営委員会では、文案等の審査・協議は行っておらず、提出状況報告、取り扱いの確認及び賛否確認を行っている。意見書の修正等がある場合は、会期中にその都度報告している。	公開放映なし 委員長の許可を得た者が傍聴している。	なし	22	10	12	議会運営委員会提出(報告) 22件	・協議の過程が市民にわかりづらい。
4 盛岡市	なし	原則協議なし。 (議会運営委員会では取り扱いの確認を行うのみ) 協議は行っていないが、取り扱いとして定例会最終日の前々日までに提出された意見書案は最終日の本会議で採決される。また、提出にあたり提出者が各会派に事前説明を行っている。	/	なし	4	4	0		・協議の過程が市民にわかりづらい。
5 秋田市	議会運営委員会	決議及び会派からの提案は議会運営委員会で賛否、文案の協議を行い、原則、全会一致の場合に発議する。	中継等は行っていないが傍聴は原則許可している。 公文書開示申請があれば記録(要点筆記)を公開している。	決議及び会派からの提案は議会運営委員会での全会一致を原則としている。	2	2	0	議会運営委員会提出 8件	・意見書を発議するまでの過程に2つの方法があり、取り扱いに全員一致と多数決という齟齬が生じる可能性がある。
6 郡山市	所管常任委員会	所管の常任委員会で審査する。	原則公開	常任委員会での過半数の賛成。				意見書提出を求める請願に関するもの: 委員会提出7件、可決7件。議員提出の意見書等:可決1件	
7 いわき市	意見書案検討会(会議規則に規定していない会議であり、議会運営委員会正副委員長、及び3人以上の所属議員を有する会派(以下「会派」という。)から選出された各1名の検討員をもって構成された会議)	意見書案検討会にて、提出会派からの趣旨説明を受けて検討し、全会派の同調を得たものについて、議会運営委員会へ提出する。 議会運営委員会では、本会議への上程を決定するのみ。	非公開	全会一致を原則としている。	16	16	0	提出 53件	

	協議の場	具体的な取扱い	公開・非公開	本会議提案要件	平成21年実績				課題
					本会議提案件数	可決	否決	その他 具体的に	
8	宇都宮市 議会運営委員会	議会運営委員会において、取り扱いを協議する。	議会運営委員会は公開としており、市政記者と一般の方の傍聴を許可している。なお、一般傍聴は5名までとしている。	全会一致の場合には議運構成員で、それ以外の場合には賛成会派からの提案となる。議会運営委員会において意見書案に賛同する他会派がいなくても会議規則に規定された要件をみたせば提案可能。 ※宇都宮市議会会議規則第15条 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。 2. 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。	5	5	0	議会運営委員会提出 5件 件数は、議長、会派から提案のあった意見書・決議案について	・平成22年9月定例会において類似する意見書案が2つ提案された。
9	前橋市 議会運営委員会	原則として議会の開会3日前までに発議者より文書を示して議長に申し出をし、原案を議会運営委員会に提出して、上程の日程及び取り扱いについて協議する。 議会運営委員会で賛否を確認後、全会一致をもって提出する意見書案は、各会派から選出された起草委員で構成する起草委員会で文案について協議される。	中継等ではなく協議状況は非公開としている。(報道関係者には公開) 公文書開示申請には概要記録で対応している。	提出者のほか2名以上の賛成者とともに連署して議長に提出し、本会議最終日に提案している。	59	45	14	議長提出 6 2件	・本会議での採決で否決がある。 ・意見書提出が乱発傾向にある。 ・同一内容の意見書が提案される。 ・各会派で提出する意見書の数が多く、可決される意見書の数が多すぎる。
10	川越市 議会運営委員会	定例会会期中の議会運営委員会に会派から提出された意見書・決議(案)は、資料配布され、各会派持ち帰り、当該定例会最終日の議会運営委員会での協議となる。 合意に至れば、議案上程される。	会議は公開 ・放映 無し ・傍聴 有り 委員長の許可による。 ・公文書開示申請には概要記録で対応。	全会一致を原則としている。	4	4	0	議会運営委員会提出 4件 議案上程 4件	・協議の過程が市民にわかりづらい。 ・定例会最終日に、他の事項とともに協議されるため、本会議の開会時間が遅れることがある。
11	船橋市 議会運営委員会	開会前議会運営委員会(本会議初日の約3日前)の前に議長に提出され、開会前議会運営委員会にて配付、協議される。 最終日の約1週間前に賛成者等を申告してもらい、最終日上程、採決。	中継等はなく、傍聴は委員長の許可があつた場合認める。	提出者を含む3人以上の賛成があれば提出可能。	66	35	31	議会運営委員会提出 66 件	・協議の過程が市民にわかりづらい。
12	柏市 議会運営委員会	議会運営委員会で協議。 交渉会派がすべて賛同すれば、議員提出議案として本会議に提出される。	傍聴は委員長の許可によるが、その際、委員の意見を徴する方が例である。 なお、中継等はしていない。	交渉会派がすべて賛同すれば、議員提出議案として本会議に提出される。	1	1	0	提案 17件	・協議の過程が市民にわかりづらい。 ・意見書の提出を求める請願が採択されても、全会派一致でない場合には意見書が提出されないため、市民にはわかりづらいと思われる。
13	横須賀市 議会運営委員会	議員提出の意見書案は議会運営委員会において審査される。	議会運営委員会は傍聴可。 インターネット中継なし。	議会運営委員会は全会一致で委員長提出議案。以外は議員提出議案となる。	7	7	0		

	協議の場	具体的な取扱い	公開・非公開	本会議提案要件	平成21年実績				課題	
					本会議提案 件数	可決	否決	その他 具体的に		
14	富山市	議会運営委員会	定例会一般質問最終日の前日までに提出されたものを議会運営委員会に提示し、定例会中に協議する。	公開。 中継等はない。委員会ではかり許可が出れば傍聴可能。	全会一致となったものとしている。 ※全会一致とならなかった場合でも、所定の賛成者の連署により、提出する場合がある。	9	9	0	議会運営委員会提出 67件	・同一内容の意見書が提案される。
15	金沢市	政調会 (各会派政調担当者により構成)	提出締め切り後、議会運営委員会において報告され、その後政調会において文案の協議を行い、議会運営委員会において、最終賛否を確認している。	非公開。	なし。	38	35	3	提出 60件	・意見書提出が乱発傾向にある。 ・同一内容の意見書が提案される。 ・協議の過程が市民にわかりづらい。
16	長野市	なし	議会運営委員会では取り扱いについてのみ協議を行う。		特になし	14	14	0		
17	岐阜市	所管の委員会	協議を行う所管委員会では、委員会審査初日に意見書等の案文を配付し、各会派での協議を依頼。その後の委員会において、付託案件審査後、それに対する各委員の意向を確認している。協議の結果、委員長を含めて全会一致となった場合には、委員会発議(委員会提出議案)となり、調整日(閉会日の前日)の議会運営委員会において発議手続の確認を行う。また、全会一致にならない場合には、調整日の議会運営委員会で発議手続について協議を行い、提出要件を満たす意見書等は賛成会派からの発議(議員提出議案)となる。	委員会条例に基づき、委員会の許可を得て傍聴できる。 なお、中継等は行っていない。 委員会記録(要点筆記)については、公文書公開請求に基づき公開している。	委員会発議(委員会提出議案)については、所管委員会において委員長を含めて全会一致となった場合としている。 賛成会派からの発議(議員提出議案)については、提出者のほかに3名以上の賛成者が必要である。	19	17	2	所管委員会で協議を行った件数 19件 委員会発議 12件 議員発議 7件	
18	豊橋市	意見書調整会議 (仮称)	各派の代表者により協議を行っている。	非公開	全会一致を原則としている。	23	23	0	意見書調整会議(仮称) 34件	
19	岡崎市	議会運営委員会理事会 (議会運営委員会の正・副委員長及び各会派の代表者で構成)	議会運営委員会理事会において協議を行い、原則全会一致となった意見書(決議)について議会運営委員会へ提出する。議会運営委員会ではその取り扱いの確認を行う。ただし、議会運営委員会理事会で結論が出ない場合は最終的に議会運営委員会で決定する。	議会運営委員会、議会運営委員会理事会とも公開。 中継等は行っていない。	全会一致を原則としている。	5	5	0	議会運営委員会理事会提出 24件	・他市の方法等を検討していきたい。
20	豊田市	各派代表者会議 (議長、副議長、会派代表者、議会運営委員長(オブザーバー))	各派代表者会議で協議し、提出の了承がされたのち、議会運営委員会では、その取り扱いの確認を行うのみ。	傍聴はできない。 会議録は原則公開だが、協議内容により不開示となる場合がある。	議会運営委員会の全会一致を原則としている。	10	10	0		・協議の過程が市民にわかりづらい。

	協議の場	具体的な取扱い	公開・非公開	本会議提案要件	平成21年実績				課題
					本会議提案件数	可決	否決	その他 具体的に	
21	大津市	なし	本会議上程に当たって、文書・賛否を審査、協議する場を設けていない。議案提出要件を満たすものについて、各会派・議員間で調整を行い、議会運営委員会では、上程される意見書案の賛否確認や上程後の議事の流れについて確認を行うのみ。	議案提出要件を満たしていれば、全会一致や過半数の賛成を要しない。	33	13	20		・議案提出権という議員の権利を保障している点は優れていると考えているが、反面、定例会毎の意見書案の提出件数が平均で8件程度はあることから、議会運営面から見れば本会議の所要時間が長くなっていることが挙げられる。
22	高槻市	なし	会派・無所属にかかわらず、定例会前の議会運営委員会に案文を提示。その後、他会派で賛同するところの署名集めの調整（案文も調整も含む）をし、会期中の議会運営委員会に提示する。したがって、議会運営委員会は案件、賛同者などを確認するのみで、最終的に3人以上の賛同者がいれば無条件に本会議に上程する。結果として、本会議で否決される意見書も往々にしてある。	最終的に3人以上の賛同者があれば無条件に本会議に上程する。	22	21	1		
23	東大阪市	各派代表者会議（正副議長、交渉会派（所属議員2名以上）の各幹事長で構成）	各派代表者会議にて協議する。	非公開	各派代表者会議にて全会派一致の場合のみ、本会議に上程する。	1	1	0	幹事長会提出40件 ・協議の過程が市民にわかりづらい。
24	姫路市	所管の委員会	議会運営委員会で取り扱いを確認している。（原則として所管の委員会に送付し、文書、本会議上程に係る賛否を審査・協議）	原則公開としており、一般傍聴並びに報道記者の傍聴を認めている。 ただし、報道記者によるテレビ撮影は、事務局を通じて、委員長に申し出を行い、委員会の許可を得ることが必要。	所管の委員会での過半数の賛成	3	3	0	委員会提出6件 ・協議の過程が市民にわかりづらい。
25	尼崎市	なし	提出された意見書の文書について協議する会議はない。議会運営委員会で意見書の取り扱いについて協議し、各会派の賛否を確認する。意見書提出を求める陳情書の審査については付託された常任委員会ですが、それにともなう意見書の文書を協議する会議はない。	議員定数の12分の1以上の者の賛成者	4	4	0		本会議での採決で否決がある。
26	西宮市	議会運営委員会	議員から提出されるものは、議会運営委員会。	委員会の許可を得て、傍聴することができる。	特に制限は設けていない。	12	11	1	議会運営委員会提出3件 常任委員会提出9件
27	奈良市								
28	和歌山市	幹事長会（正副議長、各会派代表者で構成）	幹事長会で協議を行う。意見が分かれた場合の文書の調整は、賛同する会派間で行っている。議会運営委員会ではその取り扱いの確認、決定をしている。	幹事長会は非公開（放映・傍聴も無）	提出案件は会議規則第13条「議案の提出」の案件のみ。	5	4	1 (議決不要)	幹事長会提出5件 ・意見書提出を求める要望書・陳情書については、回覧・配布した所管の常任委員会、特別委員会の判断を確認する必要があるとの意見もある。

	協議の場	具体的な取扱い	公開・非公開	本会議提案要件	平成21年実績				課題
					本会議提案件数	可決	否決	その他 具体的に	
29	倉敷市	議会運営委員会	請願の採択に伴うもの及び請願に基づかない意見書・決議の発議については、議会運営委員会の構成員が発議し、全員の賛成を原則として会議最終日に提案する。請願に基づかない意見書・決議の発議（議員、執行部からの提出）については、原則として議会招集告示前に開催する議会運営委員会に諮る。	中継はない。 一般の傍聴は認めている。 (報道のみ認めている) 行政文書の開示請求には、会議録で対応している。	議会運営委員会の構成員が発議し、全員の賛成を原則として会議最終日に提案する。			請願受理件数 13件 採択 5件 趣旨採択 2件 不採択 1件 継続審査 2件 取り下げ 3件	
30	福山市	各派代表者会議 (正副議長、各会派代表者及び議会運営委員会の正副委員長で構成される)	各派代表者会議で協議を行う。 議会運営委員会ではその取り扱いの確認を行うのみ。	各派代表者会議は非公開としている。 (会議録は作成していない。)	全会一致を原則としている。	5	5	0	各派代表者会議提出 17件 ・協議の過程が市民にわかりづらい。
31	下関市	議会運営委員会 各常任委員会	議会運営委員会で取扱いを協議し、議会運営委員会で検討するか常任委員会に取扱いを一任するかを決定する。	【議会運営委員会】中継等ではなく、情報公開制度による議事録の公開で対応。 【常任委員会】モニター放映を行っている。(複数の委員会が同時開催の場合は1委員会のみ) 議事録についてはインターネットで後日公開。	全会一致を原則としている。	1	1	0	
32	高松市	幹事長会（正副議長、各会派幹事長（最大会派は副幹事長も含む））	幹事長会で協議を行う。 議会運営委員会では、幹事長会で協議が調った意見書について報告している。	非公開	全会一致を原則としている。	6	6	0	幹事長会提出 21件 (平成20年の継続分も含む) ・協議の過程が市民にわかりづらい。
33	松山市	各派代表者会議	各派代表者会議において協議を行い、意見書の賛否を確認する。	非公開	全会一致の場合は議会運営委員会委員の連名で提出し、全会一致とならなかった場合は賛成議員3名以上の連名により提出する。	16	16	0	・協議の過程が市民にわかりづらい。
34	高知市	常任委員会	意見書については、議会運営委員会で協議を行う常任委員会を決定している。	委員会は公開、傍聴できる。 放映はしていない。代表者は非公開であるが、傍聴者がいれば認めている。	特になし。 (委員会で一致しなければ、議案提出権に基づき、本会議へ提出することができる。)	73	57	16	委員会への提出件数 82件 ・意見書提出が乱発傾向にある。 ・同一内容の意見書が提案される。 ・協議の過程が市民にわかりづらい。
35	久留米市	なし	議会等は開催せず、議会運営委員会前までに、正副議長・正副議運委員長・会派代表者に個別に調整を諮る。 調整が済んだ意見書のみ、議会運営委員会の議題とする。 議会運営委員会ではその取り扱いの確認を行うのみ。	/	議会運営委員会の全会一致を原則としている。	1	1	0	議会運営委員会提出 1件 委員会から提出された意見書はほかに3件 ・協議の過程が市民にわかりづらい。

	協議の場	具体的な取扱い	公開・非公開	本会議提案要件	平成21年実績				課題
					本会議提案 件数	可決	否決	その他 具体的に	
36	長崎市	議会運営委員会	会派が提出した意見書は議会運営委員会で協議審査。	公開傍聴、会議録	(運用) 議員発議の議案は、委員会付託を行わず、一審議とする。 (申し合わせ) 可能な限り全会一致の方向で議決できるよう配慮するものとする。	11	11	0	議会運営・常任委員会への提出 12件 ・議会運営委員を選出できない又は4つの常任委員会全てに所属できない少數会派の議員の賛同が得られないために、本会議で全会一致とならないケースが稀にある。
37	熊本市	議会運営委員会	議会運営委員会において、取り扱いの確認を行い、会派へ案を配付。内容については、各会派内での検討及び会派間において調整がなされる。取りまとめを事務局が行う。	モニター中継	発議要件として、議員定数の12分の1以上を必要とする。	21	17	4	・協議の過程が市民にわかりづらい。
38	大分市	議会運営委員会	内容を審査し、全会一致のもののみ意見書を提出するのを例とする。	公開(傍聴も可能)ただし、放映は行っていない。 公文書開示申請は、要点記録の委員会記録を公開している。	全会一致を原則としている。	14	14	0	議会運営委員会提出 20件
39	宮崎市	議会運営委員会	各会派から議長に提出され、本会議(常任委員会への議案付託)終了後で常任委員会を開催する前に、議会運営委員会を開催し意見書案の配付及び会派持ち帰りとなる。本会議最終日の前日(調整日)に議会運営委員会を開催し、各会派の賛否確認を行う。	中継等はなし。 委員会に詣ったうえで公開。	議会運営委員会に提出された意見書案は、議員提出議案としてすべて本会議に上程する。(ただし、3人以上の賛成者の連署を要する。)	12	11	1	議会運営委員会提出 12件
40	鹿児島市	議会運営委員会	本会議最終日の前日(調整日)に議会運営委員会を開催し、各会派の賛否確認を行う。	委員会条例の規定により、委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。 なお、放映等は行っていない。	会議規則の規定により、発議者3人以上で提出しなければならない。	5	5	0	最終本会議の運営を協議する議会運営委員会において取扱いを協議しているので、質疑や委員会付託を行うことになった場合、会期等に影響が出てくる場合がある。